

岡崎市阿知和地区工業団地造成事業 実施方針に関する質問への回答（令和2年5月20日修正）

NO	資料名	タイトル								質 問	回 答
			頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4		
225	実施方針 【令和2年2月27日修正版】	リスク分担表について リスク26	28							測量・調査リスク26について、事業者が実施した測量・調査の結果、事業者の責によらない設計変更や費用の変動が生じた場合は、貴市のご負担という認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市が測量・調査を実施した箇所に、事業者が新たに測量・調査を実施した場合には、その結果を報告するとともに、その取扱については協議してください。また、No219の質問・回答も参照してください。 なお、新たに事業者が必要とする測量・調査結果に基づく設計変更は事業者の負担です。 なお、市が実施した測量・調査の結果と事業者が実施した測量・調査の結果に大きな相違がある場合には、工事費について協議します。
292	要求水準書（案）	履行保証保険	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	a	付保条件についてJVで参加する場合、設計業務を行う構成員の履行保証も事業契約締結日から工事完了日まで必要でしょうか？	設計・施工一体の履行保証とお考えください。 設計・施工のそれぞれで履行保証保険に加入する場合の設計業務分の履行保証は、事業契約締結日から設計業務完了日までを考えています。
294	要求水準書（案）	履行保証保険	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	c	付保条件についてJVで参加する場合設計業務を行う構成員の履行保証も関連公共整備事業費及び宅地造成業務費の10%以上の保証金額が必要でしょうか？	No292の質問・回答を参照してください。 設計・施工のそれぞれで履行保証保険に加入する場合の設計業務分の履行保証は、設計業務費の10%以上とすることを考えています。
295	要求水準書（案）	履行保証保険 (保険金額)	10	第1	12	(1)	ア	(ウ)	c	「関連公共整備業務費及び宅地造成業務費の10%以上」とありますが、SPCを組成しない異業種JVの場合は、設計業務を行う構成員と施工業務を行う構成員がそれぞれ個別に履行保証保険を付保しなくてはなりません、設計業務を行う構成員にとっては事業全体に比して業務量があり大きくないにもかかわらず、大変な負担となります。 また、設計業務を行う構成員の不履行を施工業務を行う構成員の付保する保険で担保することはできず、逆も同様です。 よって、設計業務を行う構成員の付保すべき保険金額は、設計業務費（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上、施工業務を行う構成員の付保すべき金額は記載どおりとしていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	原案とおりで考えています。 No294の質問・回答を参照してください。
390	要求水準書（案）	工種別の要件 土工 その他 土軟硬線の推定	24	第2	2	(2)	⑥	ウ	b	「地質調査の結果により必要とされる場合は、軟弱地盤対策工を実施すること」とありますが、提案時点では市が実施した地質調査資料による判断での地盤改良工事は提案範囲として、調査結果による新たな軟弱地盤改良については設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	市では、本事業において、軟弱地盤対策工を見込んでおり、当該項目を修正します。よって、軟弱地盤改良に関する設計変更を対象としません。 なお、事業者が行った調査結果に基づく工事費についての考え方は、No.225の回答を参照してください。
395	要求水準書（案）	法面標準定規断面図	24	第2	2	(2)	⑥	ウ→イ	b	＜愛知県「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく大規模行為届出の手引き＞には、道路等の工作物を保護する法面（緑地）は概ね25°以下勾配(約1：2.3)と記載されています。当断面図に指示された勾配でなく上記手引きの勾配を正として、提案を行ってもよろしいでしょうか。	御質問の定規断面図は、参考としてお示ししているものであり、事業者が各種基準を確認のうえ提案してください。 なお、当該定規断面図の勾配の根拠は、「平成30年度 阿知和地区工業団地基本設計業務 報告書」を参照してください。同報告書に示す定規断面図は、緑地に算入していない箇所になります。